

## 蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、がん治療と社会参加の両立を図り、がんになっても自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、がん患者の心理的及び経済的負担を軽減するため、外見上の変化を補う補整具の購入費の一部を予算の範囲内において交付する蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（かつら）をいう。
- (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。
- (3) 補正具 医療用ウィッグ及び乳房補正具をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条第2項に係る申請日時時点で蒲郡市（以下「市」という。）に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入していること。
- (4) 過去に愛知県内の他の市町村から、同種の補整具について、愛知県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金を利用した補助を受けていないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助

金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき、補整具の種類ごとに1回とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) がん治療を受けたこと又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類

(2) 補整具の購入に係る領収書

(3) 住民票の写し(申請の日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請書の提出期限は、補整具を購入した日の翌日から1年以内とする。

3 申請書により、住所要件を確認するための住民基本台帳閲覧について本人同意がある場合は、申請者は、第1項第3号の住民票の写しの提出を省略することができる。

4 規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第1項の規定による交付申請をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。補助金を交付しない決定をしたときは、蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付不承認通知書(第3号様式)により、申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、補助金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(関係台帳の整備)

第8条 市長は、補助金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、蒲郡市がん患者アピアランスケア支援事業費補助金台帳（第4号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(個人情報の取扱い等)

第9条 市は、本事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

(関係書類の整備)

第10条 第6条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めた場合は、交付決定者に対し補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
医療用ウィッグ（同時購入した頭皮保護用ネットを含む。）の購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とする。）
乳房補整具の購入費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（2万円を上限とする。）

備考 補助対象経費は、令和4年4月1日以降に購入した補整具に係るものに限る。